

# 富士市市民協働推進条例 逐条解説

## 前文

人々は、生活の質的な向上を求め、自らの持つ知識や技術を社会のために生かすことや、困難な状況にある者を支援することで、市民活動に自己実現や活躍の場を見いだそうとしている。こうした人々の自発的な思いによって発する市民活動は、今日では、これまで行政が担う分野とされていた公共的な領域においても行われるようになってきている。

このような市民活動は、社会情勢の変化に伴い発生した、行政のみでは解決することが困難で複雑化した課題に対して有効な解決策を見いだすことができるはずである。市民の公共的な課題に対する解決能力を最大限に生かすためには、市、市民、市民活動団体及び事業者が適切な役割分担の下で、対等で持続可能な関係を築き、様々な分野において、最もふさわしい主体による事業の実施を可能とする市民協働の環境整備を積極的に進めていかなければならない。

このような認識の下、市、市民、市民活動団体及び事業者が公共的な課題の解決の担い手として、それぞれの役割と責務を自覚し、市民協働の実践において創意工夫を重ねることにより、「自分たちのまちは自分たちの手で作る」という市民自治を醸成し、真に豊かなまちづくりを実現するため、この条例を制定する。

## 前文解説

前文は、市民協働の推進に関する基本的理念となる本条例の必要性と市民協働によるまちづくりの方向性を示したものです。

第1段落では、市民活動が活動の領域を広げていることを示しています。多くの人々が、これまで培ってきた技術を社会のために生かしたり、困難な状況に置かれている人を支援することで、市民活動に自己実現の場を見いだしています。市民が自主的・自発的に行ってきた市民活動はこれまでさまざまな分野においてその柔軟性や専門性を生かしながら、重要な役割を担ってきました。こうした市民活動が現在では、多くの人々が行政により行われるべきものと考えてきた分野においても活動の場を広げています。

第2段落では、社会情勢の変化に応じて生じた課題に対応していくためには市民協働の枠組みが必要であるということを示しています。社会情勢の変化により人々はさまざまな価値観を持っており、行政に対する要望も多様化しておりますが、そうした要望全てに迅速に適切に行政のみ

で応えていくことは難しいものがあります。こうした状況において、社会的な課題が発生した際に、一番近くで活動をしている市民活動団体や事業者は課題に気づくことも、対応することも、より早く適切に柔軟にできる場合が多くあると考えています。そうした市民、市民活動団体及び事業者の力を活かすためにも、市、市民、市民活動団体及び事業者が、それぞれができることをできる範囲でそれぞれの役割を担う市民協働を推進するための環境整備が必要です。

第3段落では、公共的な課題の解決は行政により行われるべきものと考えてるのではなく、自分たちの問題として捉え、解決策を提示していくことが、真に豊かなまちづくりにつながっていくということが示されています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、市民協働の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、市民活動団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに市民協働の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民協働の分野を拡大するとともに、公益の増進及び公共的な課題の解決を図り、もって市民とともに進める活力に満ちたまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### 第1条解説

第1条は、この条例の目的について定めています。この条例の第1の目的は、市民協働の推進に関する基本理念を定めること、市、市民、市民活動団体及び事業者の責務を明らかにすること、施策の基本的な事項を定めることです。これらを明確化することで、第2の目的である、福祉分野や環境分野に偏りがちな市民協働の分野が拡大され、さまざまな分野で市民協働により公共的な課題の解決が図られ、公益が増進されることにつながります。そして、市民一人ひとりが身の周りの課題を、行政が解決すべきものと捉えるのではなく、自らがその課題に対する解決策を提案し、最適な解決策が見いだされることで、真に豊かで活力のあるまちづくりを実現することを目的として定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 市民活動 市民生活の向上に寄与するために、自主的かつ自発的に行われる営利を目的としない活動をいう。
- (3) 市民活動団体 市内で市民活動を行っている団体であって次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。
  - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
  - エ 営利を目的とする団体でないこと。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (5) 市民協働 市民、市民活動団体又は事業者と市とが互いの特性を認識することにより、適切に役割を分担し、及び対等な関係で連携することをいう。

第2条解説

第2条は、この条例で使われている主な用語について、その意味を定めています。

第1号の市民とは、市内に在住、在勤、又は在学することです。

第2号の市民活動とは、営利を目的とせず、市民生活の向上のために、自主的かつ自発的に行う活動のことです。例えば、町内会、ボランティア団体、特定非営利活動法人による活動などが代表的なものです。

第3号の市民活動団体とは、条文中の条件を満たす市内で市民活動を行うものをいいます。代表的なものとして、町内会、ボランティア団体、特定非営利活動法人などが挙げられます。

第4号の事業者とは、市内で事業活動を行うものを指します。企業だけではなく、財団法人、社団法人などが含まれます。用語の定義に、市民活動団体だけでなく、事業者についても定義し

ている理由は、市民協働の理念である適切な役割分担を行う際に、事業者も行政との協働の相手となり得ると考えるからです。

第5号の市民協働とは、ある事業を行う際に、市民、市民活動団体又は事業者と市とが互いの特性を認識し、適切に役割分担し、対等な関係の下で協力し合うことです。市が単独で行うよりも市民、市民活動団体又は事業者と市とが連携することで、同じ資源の投入に対して、より多くのものを生み出すことができる場合があるという考えに基づくものです。「市民、市民活動団体又は事業者」として「又は」を使用している理由は、「市民と市」、「市民活動団体と市」、「事業者と市」、「市民と市民活動団体と市」、「市民と事業者と市」、「市民活動団体と事業者と市」、「市民と市民活動団体と事業者と市」というように様々な組み合わせが考えられる場合には「又は」を使用しています。対照的に「市、市民、市民活動団体及び事業者」というように「及び」を使用している場合には常に「市と市民と市民活動団体と事業者」が想定されています。以下の条文においてもそのような考えの下で使い分けをしています。

#### (基本理念)

第3条 市民協働は、次に掲げる事項を基本理念とし、推進されなければならない。

- (1) 市、市民、市民活動団体及び事業者がそれぞれの特性を生かし、最もふさわしい主体が事業を実施することにより、望ましい成果を得ること。
- (2) 市民、市民活動団体又は事業者と市とが対等であることを理解し、良好で持続可能な関係を築くこと。
- (3) 市民活動の専門性、柔軟性及び即時性を生かし、多様な形態により、幅広い分野において行われること。

#### 第3条解説

第3条は、基本理念を定めています。基本理念は、市、市民、市民活動団体及び事業者がそれぞれの責務を受け、市民協働を推進していく際の基本的な考え方を示すものであり、各号に掲げる基本理念にのっとり市民協働を推進していく必要があります。

第1号は、それぞれの特性を生かし、事業を実施する際にもっとも適切な主体が事業を行うことで、同じ資源の投入に対して、最大の成果を得るために、市民協働を推進していくことを定め

ています。

第2号は、それぞれが対等であることを理解し、良好で持続可能な関係を築き、その関係に基づいて市民協働を推進していくことを定めています。

第3号は、市民協働は、市民活動の専門性、多様性、柔軟性を生かし、委託、補助金、助成金、共催などさまざまな形態で、現状福祉分野と環境分野等特定の分野に偏りがちな市民協働を改善し、さまざまな分野で市民協働を推進していくことを定めています。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民協働を推進するために必要な施策を講ずるとともに、当該施策を実施するために必要な環境を整備するものとする。

2 市は、市が行う事業のうち、市民、市民活動団体又は事業者の特性を活用することがふさわしいものについては、市民協働の機会を拡大するものとする。

#### 第4条解説

第4条は、市民協働を推進していくにあたり、市が担う責務について定めています。

第1項では、市が市民協働を推進するために講ずるべき施策がある場合に、市はその施策を講ずるとともに、市民協働を推進するために、市民協働事業の提案があった際に関係課の職員が密に連絡を取り合えるネットワーク等の必要な環境を整備することを定めており、具体的な施策や環境整備については第2章に定めています。

第2項では、現在市が行っている事業のうち、市民活動団体や事業者が行う方が望ましいと思われる分野について参入の機会を拡大していく責務を定めています。これまでも、多くの市民活動団体や特定非営利活動法人が福祉事業を市から請け負っています。施設の管理についても、特定非営利活動法人がその管理・運営を行っていますが、市民活動団体あるいは事業者の方々の特性を活用することがふさわしいと思われる事業については、積極的に機会の拡大に努めていきます。

### （市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市民協働によるまちづくりを推進するに当たり、自ら取り組むべき行動を認識するとともに、これを実行し、又は自主的に市民活動に参加し、若しくは協力するよう努めるものとする。

#### 第5条解説

第5条は、市民の責務について定めています。身近にある公共的な課題を他人事とするのではなく、自分のこととして考え、解決するためには自分に何ができるかを考えることを市民の責務としています。自分に何かできることがあるならば、自主的に市民活動に参加し、公共的な課題の解決につなげていくことが望まれます。しかし、この条文は市民に市民活動に参加することを強制するものではありません。あくまでも、自主的に身近な公共的な課題を自分のこととして捉え課題の解決に携わっていただけることが望ましいということを示しています。

### （市民活動団体の責務）

第6条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、市民協働による事業（以下「市民協働事業」という。）の主たる担い手であることを認識するとともに、責任をもって活動し、市民協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

#### 第6条解説

第6条は、市民活動団体の責務について定めています。市民活動団体は、市民協働事業の主たる担い手であるので、今後も市民活動団体の公共的な領域での活動は増えていくことが予想されますが、その際に「市民活動団体だから」という理由で行政組織や企業が社会に対して負うような説明責任などを逃れることはできません。市民活動団体は社会からの信頼を失えば、補助金や助成金、寄付などを受けることも難しくなり、活動自体を縮小しなければならなくなります。したがって、そういった社会に対する責任を十分に認識し、その上で、自らの専門性や多様性などを生かし、公共の担い手のひとりとして市民協働によるまちづくりに努めるよう定めています。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、市民協働に対する理解を深めるとともに、市民協働事業に参画し、市民協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

#### 第7条解説

第7条は、事業者の責務を規定しています。市民協働事業は、最もふさわしい主体が事業を行うという理念のもとに推進されるため、市民活動団体だけではなく、事業者が担うこともあり得ます。したがって、そういった機会を捉えるためにも、市民協働に対する理解を深め、市民協働事業に参画し、市民活動団体と同様に、公共の担い手として市民協働によるまちづくりに努めるよう定めています。

## 第2章 市民協働の推進に関する基本的施策

(情報の提供)

第8条 市は、市民協働の機会の拡大を図るため、市民、市民活動団体及び事業者に市民協働に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

#### 第8条解説

第8条は、市民協働の機会の拡大を図るために、市民協働に関する情報の提供に努めることを定めています。市民協働に関する情報とは、市から発信する市民協働に関する情報のほか、市以外の団体が行う市民活動団体に対する補助金や助成金などに関する情報も含まれます。市民協働の主な担い手である市民活動団体がより発展していくためにも多様な手法での発信をしていきます。

また、市民協働に関する理解を深めるために、市民活動団体が市民協働を行うに当たり必要な知識や手法などを身に付けてもらうための講演会や研修などを市民活動センターなどで開催していきます。

さらに、市民協働の機会の拡大のために、市で行う事業の公開を行っていきます。これにより、市で行っている事業に市民、市民活動団体又は事業者の方々が参入できる機会があるのかな

どの参考情報としての活用が期待されます。

#### (連携の促進)

第9条 市は、市民協働事業の実施において、市民、市民活動団体及び事業者が相互に補完することにより相乗的な効果が得られるよう、市民、市民活動団体及び事業者による連携の促進を図るものとする。

#### 第9条解説

第9条は、市民、市民活動団体及び事業者相互の連携を促し、市民だけ、市民活動団体だけ、あるいは事業者だけではできない市民協働につなげ、市民協働の分野を広げ、相乗的な効果を得られるよう、市民協働の担い手のネットワークを構築していくことを定めています。このようなネットワークが作られることで、市が関わらず、市民、市民活動団体及び事業者だけで連携した協働事業につながっていくことも期待されます。

#### (市民協働事業の提案の機会の提供)

第10条 市は、市民、市民活動団体及び事業者が市民協働事業を提案することができる機会を提供するために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第10条解説

第10条は、市民協働事業の提案の機会の提供について定めています。市民協働は最もふさわしい主体が事業を行うという理念のもと、望ましい成果が生まれていくことを期待しています。したがって、市民が求める公共サービスを見つけ出し、市民、市民活動団体あるいは事業者の方々が市に提案できる機会を整備することが必要であると考えています。加えて、第8条により公開された市で行っている事業について、本条の提案の機会の提供と合わせて、市民、市民活動団体又は事業者の方々から、より効率的に実施できる事業についての提案がなされる制度の整備・運用を進めていきます。



(適正な事業費)

第11条 市は、市民、市民活動団体又は事業者による継続的かつ安定的な市民協働事業が実施されるよう、適正な事業費を算出するために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第11条解説

第11条は、適正な事業費について定めています。市民協働事業は、市民のニーズにより柔軟に迅速に対応するという利点があり、また市民活動団体は利益を追求しないという性質からコストの面からも事業者等と比べて優位性が認められる場合があります。しかしながら、市が低コストを追求するあまり、市民協働事業を主に担う市民活動団体の活動が低迷してしまうようなことはあってはなりません。したがって、市と協働事業を行うものとの持続可能な関係を築き、また官製ワーキングプアを防止するために適正な事業費の算出がなされていくよう基準や基準の適用範囲の設定を行うなどの整備・運用を進めていきます。

(結果の検証等)

第12条 市は、市民協働事業を実施した場合には、その結果について検証を行うとともに、市民協働の成果を効果的に高めるため、適切な措置を講ずるものとする。

#### 第12条解説

第12条は、実施した市民協働事業の結果について検証し、市民協働の成果を高めていくことを定めています。市民協働事業を質の高いものとしていくためには、PDCA（Plan（計画）－Do（実行）－Check（検証）－Action（改善））によるマネジメントサイクルが必要だと考えます。本条は、このサイクルの中のCheck、Actionにあたる部分です。これらが適切に行われていくために、協働推進マニュアルなどが活用されていくよう促していきます。

### 第3章 市民協働推進審議会

第13条 市民協働の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士市市民協働推進

審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、市民協働の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。
- 3 審議会は、前項の規定による調査及び審議を行うほか、市民協働の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員 11 人以内で組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 知識経験者
  - (2) 市民活動団体の代表者等
  - (3) 公募による市民
  - (4) その他市長が適当と認める者
- 6 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第 13 条解説

第 13 条は、富士市市民協働推進審議会（以下「審議会」という。）の設置について定めています。審議会は、市民協働の推進に関する重要事項について、調査及び審議を行う市長の諮問機関であり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する市長の附属機関として設置するものです。

第 1 項では、審議会の設置について規定し、審議会は「市長の諮問に応じて調査審議する」ことを求められています。

第 2 項は、審議会は市長の諮問に応じ、市民協働の推進に関する重要事項を調査・審議することを所掌事務として定めています。

第 3 項では、審議会は前項で市長に諮問されたことに対する調査・審議のほか、市民協働の推進に関することについて市長に意見を述べることができると定めています。

第 4 項は、委員定数に関して定めています。富士市市民協働推進審議会の前身機関である富士市市民協働推進懇話会の定数が 11 人だったことから、11 人以内と定めています。

第 5 項では、審議会の委員の構成について定められています。

第 6 項では、委員の任期について定めています。富士市市民協働推進審議会の前身機関に相当

する富士市市民協働推進懇話会の任期が2年であったことから、同じく2年としています。

第7項では、富士市市民協働推進審議会の組織及び運営に関し必要なことについては、富士市市民協働推進審議会規則に定めることとしています。

#### 附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。